

車両制限令違反に関して ご確認事項

平素より さくらネットワーク・システム協同組合のホームページでもご確認いただいていると存じますが、車両制限令違反に対する組合員および協同組合へのペナルティが昨年より非常に厳しくなっております。

各組合員の違反点数は、それぞれ2年間に亘って累積(*累積期間は前年度および今年度。前々年度分はクリア)され、点数別に下記措置が当該組合員(*法人が登録する全車両)に対して課せられます。

累積違反点数	措置内容
30点	講習会等による指導
60点	1ヶ月間の割引停止
90点	2ヶ月間の割引停止
120点	1ヶ月間の利用停止
150点	2ヶ月間の利用停止

さらに、2年間の内に60点以上の違反点数を課せられた組合員が3者になると、協同組合に加入する全ての組合員に割引停止措置等が課せられます。

つきましては組合員全体の利益を守るため、さくらネットワーク・システム協同組合が組合員各位の車両制限令違反に関する状況を監視・管理し、必要な対処を取ることを下記書面を以てご承諾願います。

承諾書

- ①現在、他の協同組合等を通じてETC大口・多頻度割引を受けていて、そこで車両制限令違反の累積点数によっては、さくらネットワーク・システム協同組合への加入を理事会が承認しないことがあります。
- ②ETC大口・多頻度割引サービスをお受けになるに際して、車両制限令違反の状況によって、さくらネットワーク・システム協同組合から当該組合員に対し警告を発することがあります。度重なる警告に拘わらず違反が改まらない場合、理事会が当該組合員のETCコーポレートカード使用の禁止、さらには強制脱会を決定することができます。その際は速やかに従ってください。

以上を承諾した上で、私はさくらネットワーク・システム協同組合にETCコーポレートカードを申請します。

日付 年 月 日

住所

氏名

印